

各種おしごと

子どもの心配ごと相談



児童相談所では子ども（18歳未満）についての悩みごとなら何でも相談に応じます。たとえば、よい子に育てるしつけのしかた、おねしょ、ひきつけ、ちえおくれ、手足や、目、耳が不自由、ことばのおくれ、学校嫌い、おつつきがない、内気、人に迷惑をかける困った癖、療育困難、心身障害についての年金、手当諸税の減免、療育手帳、療育費の援助等公的援助の諸制度の相談、里親の申込みなどです。

相談の申込みは

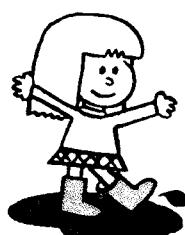
相談は午前9時から午後4時（土曜日は11時）まで受付けておりますが、なるべく電話で予約して

からおいでください。相談を受けたときは母子健康手帳をお持ちください。また電話による相談もうけます。

相談にあたっては

問題は何か、その原因は何か、それはどうすれば解決できるか、皆さんは一緒にやって子どもにとって一番よい方法を考えます。そして一回の相談で解決できないものについては、問題の内容に応じて、経過観察、通所指導、心理治療、専門施設での治療訓練、他の専門機関への紹介、あせんなどを行ない、問題の解決をかります。子どもの問題は、早期発見、早期治療が大切です。療育上の悩みことは、迷わずになるべく早くご相談ください。相談はすべて無料で秘密は固く守りますので、どなたでも安心して相談できます。次代をになう大切な子どもを育てるため児童相談所を気軽にご利用ください。

都留児童相談所
都留市田原三丁目三番三号
南都留地方振興事務所内
電話 (三) 一五二〇（直通）
一五一（代表）



父子福祉資金

貸付について

昭和55年4月1日より、山梨県に在住する父子家庭に対して、児童の修学等のための資金を貸付けることにより、福祉の増進をはかることを目的とするものです。

「父子家庭とは、つきの各項のいずれかに該当する男子が、満21歳未満の児童を扶養している世帯をいいます。

(一) 配偶者と死別した男子で、現に婚姻していない者。
(二) 離婚し、現に婚姻していない男子。
(三) 配偶者が、行方不明により生死が明らかでない男子。

（四）配偶者と1年以上別居している男子。

なお、貸付金の種類、貸付金の限度額その他、細かい規定については、市福祉事務所にお問い合わせください。

（三）一一一一 内線二七四

在宅栄養士の調査にご協力を

県では、地域の食生活改善などに活動可能な在宅栄養士を調査しております。国の重点施策である“国民の健康づくり事業”的進展に伴ない、食生活改善事業の果す役割はますます重要となり、市町村におけるこれらの事業も栄養士の協力を得ながら実施することが必要と考えられます。在宅栄養士の雇上げ事業も進められようとしています。これらに対応するため県では、

つきのような事業に協力可能な在宅栄養士の把握に努めていますので、希望者は大月保健所の保健予防課までご連絡ください。
（五）五四二一（二）一一二七一

なお、希望する栄養士には勉強する機会も計画しております。

（六）一一一一 内線二七四

1 市町村の検診時における栄養指導、乳児検診・成人病検診・老人検診時等の栄養指導

2 市町村の栄養改善に関する研修会、講習会の指導

3 健康教室、母親学級、育児学級等の栄養指導

4 市町村等の栄養相談日ににおける指導

5 成人病等在宅患者に対する訪問指導

6 保健所における栄養指導業務の援助

7 その他